様式第２号（第４条関係）（表面）

診断書

上郡町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の申請にあたり、次のとおり診断します。

患者氏名

生年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日生

患者住所

疾 病 名

症　　状

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。

　(当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)

　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　医療機関名

　　　　　　　　　　　医療機関の所在地

　　　　　　　　　　　医療機関の電話番号

　　　　　　　　　　　電子メールアドレス

　　　　　　　　　　　担当医師　氏　名

（裏面）

|  |
| --- |
| 医師の皆様へ |

　小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、児童福祉法（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者総合支援法の施策の対象とならない小児慢性特定疾病児童等が下記の対象者欄に掲げる身体の状況にあると認められる場合には、同表の種目欄の日常生活用具を給付することとしております。

　つきましては、本制度の趣旨をご理解の上、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種目 | 対象者 | 性能 |
| 便器 | 常時介助を要する者 | 小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。） |
| 特殊マット | 寝たきりの状態にある者 | じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの |
| 特殊便器 | 上肢機能に障害のある者 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。 |
| 特殊寝台 | 寝たきりの状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの |
| 歩行支援用具 | 下肢が不自由な者 | おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器であること。  ア　小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの  イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの |
| 入浴補助用具 | 入浴に介助を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |
| 特殊尿器 | 自力で排尿できない者 | 尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |
| 体位変換器 | 寝たきりの状態にある者 | 介助者が小児慢性特定疾病児童等に体位を変換させるのに容易に使用し得るもの |
| 車椅子 | 下肢が不自由な者 | 小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの |
| 頭部保護帽 | 発作等により頻繁に転倒する者  （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象） | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |
| クールベスト | 体温調節が著しく難しい者 | 疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの |
| 紫外線カットクリーム | 紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者 | 紫外線をカットできるもの |
| ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |
| パルスオキシメーター | 人工呼吸器の装着が必要な者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |
| ストーマ装具（消化器系） | 人工肛門を造設した者  （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象） | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |
| ストーマ装具（尿路系） | 人工膀胱を造設した者  （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象） | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |
| 人工鼻 | 人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの |